

藤枝市部設置条例の一部を改正する条例

藤枝市部設置条例（平成10年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民文化部」を「市民協働部

スポーツ文化観光部」に改める。

第 2 条中

「市民文化部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び住居表示に関する事。
- (2) 市民協働に関する事。
- (3) 市民相談に関する事。
- (4) 自治振興、防犯及び交通安全に関する事。
- (5) 男女共同参画に関する事。
- (6) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)
- (7) 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)
- (8) 地区交流センターの管理運営に関する事。

」を

「市民協働部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び住居表示に関する事。
- (2) 市民協働に関する事。
- (3) 市民相談に関する事。
- (4) 自治振興、防犯及び交通安全に関する事。
- (5) 男女共同参画及び多文化共生に関する事。
- (6) 地区交流センターの管理運営に関する事。

スポーツ文化観光部

- (1) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)
- (2) 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)
- (3) 観光・交流に関する事。
- (4) 中山間地の振興に関する事。

」に、

「商工業、労政及び観光」を「商工業及び労政」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。